

『労働政策審議会点検評価部会中間評価(案)』に対するご意見の募集 に寄せられた国民の皆様からのご意見(概要)

労働政策審議会点検評価部会では、今後の労働政策の評価や目標設定の参考とするため、「2010年度労働政策審議会点検評価部会中間評価(案)」について、平成23年5月2日から5月16日まで厚生労働省のホームページを通じて、国民の皆様への意見募集を実施したところ、36名からご意見が寄せられた。

いただいた主なご意見の概要は以下のとおりである。

(注)各テーマの意見件数については、重複して計上したもの。

全体について(4件)

- 様々な施策について、国民の声を聞きながらPDCAサイクルを回していくのは良いこと。
- 実績について前向きな評価を下しているものが多く見受けられるが、現実的な感覚では疑問。
- 震災前のデータでは高評価といえるものも、震災後の状況を考慮して検討してほしい。
- 公平な目標設定およびその達成状況の評価のルールができるのかどうか疑問。

ハローワークにおける職業紹介等について(2件)

- 雇用について、数字上は状況が好転しているように見えても、期間雇用や臨時雇用が含まれているため、生活のための安定的収入が得られているかという面からは、高評価を下すことはできない。正社員を希望する人に対して、どれだけその地位を提供できているかという尺度で評価を検討すべき。
- 故意に働かない人については、震災復興事業のために公務員資格を持たせて国で雇用をすべきではないか。

若者の就労促進について(1件)

- 新規高卒者内定率については、引き続き力を入れてほしい。就職を希望する学生には、高校2年生の段階で企業がインターンの受け入れをするなど、社会に受け入れられる素地を作ることも検討してほしい。

女性の就業率の向上について(2件)

- 男女雇用機会の均等や年齢的な差別払拭の方向性の中、必ずしもそのとおりに雇用機会が提供されてはならず、特に、中高年の女性の雇用については門戸が狭い。
- 高齢者や女性の就労促進にあたっては、その適性が高い仕事のあっせんを考えるべき。

ディーセントワークについて(39 件)

- 年次有給休暇取得については、大企業と異なり、少ない人数で業務を回していかなければならない中小企業の事情を考慮して、検討されなければならない。
- 長時間労働について、職種における要因を分析することが必要不可欠。同一業種、職種において、限界労働時間等の横の規制を設けることで各社間の労働時間競争を緩和させることも必要。
- 週労働時間の減少については、実際には、経営者側の指示により労働時間が過少に申告されているケースもある。
- 日本経済の先行きの不安定さや震災の影響等によって、メンタルヘルスの問題が深刻化することが予想されるので、公の活動強化だけでなく、民間のメンタルヘルスの技術・経験も大いに活用してほしい。メンタルヘルス対策は極めて重要であるため、定期健康診断の項目に盛り込んでもいいのではないか。
- 受動喫煙防止について、オフィスや公共施設での禁煙、分煙は賛成。
- 飲食店、サービス業等を一律全面禁煙とすると、業績や顧客へのサービスに影響を及ぼすこととなり妥当でない。業種、業態を踏まえた総合的な検討がなされるべき。
- 分煙について一律厳格な基準を課すと、工事のための資金負担が生じたり、建物の構造等の理由から、費用をかけても基準を満たすことができない事業場は実質的に全面禁煙を強いられる結果になるなど、様々な影響が生じる。
- 換気等の基準を守ることによる受動喫煙防止対策が「当分の間」認められるものに過ぎないということになると、逆に、現在換気等による対策を進めようという事業者の意欲を減退させてしまったり、換気等による対策が認められなくなった後は、全面禁煙にせざるを得なくなるため問題。
- 事業者が納得して受動喫煙防止対策に取り組めるよう、厚労省が効果的かつ実態に合った受動喫煙防止対策のメニューを幅広く提示し、事業者がそれぞれの状況に合った対策メニューを選択できるようにしてほしい。